

品川区保育サービス推進事業補助金交付要綱

制定	平成27年12月9日	区長決定	要綱第508号
改正	平成28年11月1日	区長決定	要綱第248号
改正	平成31年3月27日	区長決定	要綱第57号
改正	令和3年2月22日	部長決定	要綱第15号
改正	令和3年8月6日	部長決定	要綱第273号

(目的)

第1条 品川区保育サービス推進事業補助金（以下「推進事業」という。）は、特別保育事業や地域子育て支援事業などを地域の実情に応じて推進するため、取組に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、品川区の保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象施設・事業)

第2条 推進事業の補助を受ける対象となる施設・事業（以下「補助対象施設・事業」という。）は、国、地方公共団体以外の者（以下「設置者」という。）が設置する、品川区の区域内に所在する次の（1）及び（2）に該当する施設又は事業とする。ただし、（2）ウの居宅訪問型保育事業又は（2）エの事業所内保育事業のうち従業員枠については、品川区及び品川区外（東京都の区域内に限る。）に所在し、品川区に居住する児童が利用する事業を補助対象事業とする。

- （1）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定により区市町村の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）。ただし、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱（平成27年3月16日付26福保子保第2961号）の交付対象施設は除く。
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

- （2）子ども・子育て支援法第43条の規定により区市町村の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業
 - ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
 - エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

2 前項の規定にかかわらず、次の（1）又は（2）に該当する者は交付の対象としない。

- （1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条

例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの

3 次のいずれかに該当する補助対象施設・事業に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

(1) 児童福祉法、社会福祉法(昭和26年法律第45号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの

(2) 児童福祉法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した第1項(1)及び(2)に規定する補助対象施設・事業の設置者が設置するもの

(3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導(文書による指摘に限る。以下同じ。)について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの

(4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない設置者又は改善の見込みがない社会福祉法人等が設置するもの

(交付対象経費)

第3条 この補助金の交付対象となる経費は、補助対象施設・事業所の運営費とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の1から3までに掲げる加算項目について、同表に示す算定基準により、算定した額の合計額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)とする。なお、年度の途中に開設した施設については開設した日以降に実施した事業により算定し、年度の途中に廃止した施設については廃止した日までに実施した事業により算定する。

1 特別保育事業等推進加算

別表1に掲げる加算項目のうち該当するものについて、同表に示す算定基準により、算定した額の合計額

なお、認定こども園について、別表1の1から5、7、10から21は、1号認定の児童は補助対象外とする。

また、第2条の1(2)エの従業員枠については、別表1の1、2、10から12まで、14から17まで、19から20まで及び第2条の1(2)ウについては、事業所所在地が区内・区外にかかわらず、品川区の児童が東京都の区域内に所在する事業を利用する場合は対象とする。その場合、対象となるのは品川区に居住する児童数分とする。

2 地域子育て支援推進加算

別表2に掲げる加算項目のうち、基準以上実施しているものについて、同表に示す算定基準により算定した年額の合計額

3 第三者評価受審費加算

別表3に掲げる加算項目のうち、該当するものについて、同表に示す算定基準により、算定した額

(補助金の交付の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに品川区保育サービス推進事業補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、品川区長(以下「区長」という。)に対し、補助金の申請をしなければならない。

(交付の決定等)

第6条 区長は、第5条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、交付の可否を決定し、品川区保育サービス推進事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 第6条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた申請者は、区長に対し、速やかに、品川区保育サービス推進事業補助金請求書(第3号様式)により、補助金の支払いを請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 区長は、第7条の規定による請求があったときは、関係書類を審査したうえ、当該請求に係る補助金を請求者に対し支払うものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金は、次の条件を付して交付する。

1 事情変更による決定の取消し等

区長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 承認事項

設置者は次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

設置者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

設置者は、区長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

5 遂行命令及び遂行の一時停止命令

(1) 区長は、設置者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、社会福祉法人等に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

(2) 設置者が(1)の命令に違反したときは、区長は、設置者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

6 実績報告書の提出

設置者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める期日までに品川区保育サービス推進事業補助金実績報告書（第4号様式）を提出しなければならない。2の(2)の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

7 補助金の額の確定等

区長は、6の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区保育サービス推進事業補助金確定通知書（第5号様式）により設置者に通知するものとする。

8 是正のための措置

区長は、7の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、設置者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

9 決定の取消し

(1) 区長は、設置者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。この場合において、区長は、品川区保育サービス推進事業補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、該当設置者に通知するものとする。

- ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
 - エ 補助金の交付決定を受けた者が第2の2に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は、7の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

10 補助金の返還

- (1) 区長は、1又は9の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- (2) 区長は、7の規定により設置者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

11 違約加算金

設置者は、9の(1)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

12 違約加算金の計算

- (1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における11の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- (2) 11の規定により、設置者が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

13 他の補助金等の一時停止等

区長は、設置者に対し、補助金の返還を命じ、社会福祉法人等が当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、社会福祉法人等に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

1 4 補助対象施設の運営上の留意事項

この補助金の交付を受ける設置者は、補助対象施設・事業の運営に当たっては、補助対象施設・事業の運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

1 5 財務情報等の公表

この補助金の交付を受ける設置者は、「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領（平成27年9月24日付27福保子保第691号決定）に定めるところにより、事業実施年度の補助対象施設・事業の運営に係る財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、利用者及び当該補助対象施設・事業所の全ての職員に対し、分かりやすい方法により公表しなければならない。なお、財務情報の作成、公表をしない場合は、9の規定による。

1 6 施設・事業所に備える書類等

この補助金の交付を受ける設置者は、本補助金の交付申請、請求等に係る書類及び事業の実施状況を明らかにした書類（別表4に掲げる保管様式を含む。）を当該事業完了後5年間保管しなければならない。

1 7 消費税仕入控除税額の報告

(1) この補助金の交付を受ける設置者は、補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区保育サービス推進事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、この補助金の交付を受ける設置者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

(2) 区長は、(1)の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

(3) 区長は、この補助金の交付を受ける設置者が(1)の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

(準用)

第10条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定める用語の定義は別紙に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。ただし、新元号の施行に伴う改正規定は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別紙

用語の定義

この要綱における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 「零歳児」とは、補助対象施設・事業において保育を行う児童のうち、当該保育の実施がとられた年度の初日の前日（前年度から引き続き保育の実施がとられている児童については事業実施年度の初日の前日）において、1歳に満たない児童をいい、その児童が年度の途中で、1歳に達した場合においても、その年度中に限り零歳児とみなす。
- 2 「産休明け保育」とは、補助対象施設・事業の入所月齢を生後57日目からとすることをいう。
- 3 「零歳児保育対策」とは、零歳児保育の充実を図るため、補助対象施設・事業において、次の要件を満たして行う対策をいう。
 - (1) 取扱人員
零歳児の取扱人員が、1補助対象施設・事業当たり9人以上（取扱人員が9人未満であっても地域の保育需要を満たすと判断する場合は、6人以上）であること。ただし、4時間以上の延長保育を実施する補助対象施設・事業においては、1補助対象施設・事業当たり5人以上とする。
 - (2) 運営
 - ア 保健師等により零歳児の異常の発見、特に登所時における健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画等保健活動を行うこと。
 - イ 零歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施すること。
 - ウ 嘱託医（一般児童の嘱託医と兼務）と診療契約を結ぶなどし、健康管理の徹底を図るため業務内容の充実を図ること。
- 4 「延長保育事業」とは、東京都延長保育事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第511号）に定める事業として区市町村が助成する事業をいい、「2時間・3時間延長」及び「4時間以上延長」とは同要綱4（1）④又は4（2）④の取扱いにかかわらず、実際に実施した時間のことをいう。
- 5 「病児・病後児保育事業」とは、東京都病児保育事業実施要綱（平成21年9月8日付21福保子保第375号）の第4の1又は2に定める事業として区市町村が助成する事業をいう。

- 6 「休日保育」とは、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日付内閣府告示第49号）（以下「告示」という。）第1条第46号で定める「休日保育加算」の適用を受けた補助対象施設・事業において、休日に保育を実施することをいう。
- 7 「一時預かり事業・定期利用保育事業」とは、東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号）に定める事業又は東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）に定める事業として区市町村が助成する事業をいう。
- 8 「障害児保育（特児対象）」とは、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給が停止されている場合を含む。）を受け入れ、保育を実施することをいう。
- 9 「障害児保育（その他）」のうち「身体」とは、8に定める児童以外で、区市町村長がおおむね「身体障害者福祉法施行規則」（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害級別5級又は4級程度（聴覚障害については6級又は4級程度）に相当すると認める程度の障害を有する児童を受け入れ、保育を実施することをいう。
- 10 「障害児保育（その他）」のうち「知的」とは、8に定める児童以外で、次のいずれかに該当する児童を受け入れ、保育を実施することをいう。
 - (1) 区市町村がおおむね「東京都愛の手帳交付要綱」（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）第4条に定める判定基準の軽度又は中度程度に相当すると認める程度の障害を有する児童
 - (2) 保護者の同意が得られないために10（1）に該当しない児童のうち、知的・社会性・運動機能の発達に遅れがあり、「日常集団保育を実施するに当たり、特に配慮が必要である。」と嘱託医等が認めた児童で、10（1）に定める児童に相当すると区市町村が判断した児童
- 11 「分園」とは、告示第1条第52号で定める「分園」をいう。
- 12 「アレルギー児」とは、食物が原因で起こるアレルギー症状をもつと医師に診断された入所児童をいう。
- 13 「夜間保育」とは、告示第1条第47号で定める「夜間保育加算」の適用を受けた補助対象施設・事業において、夜間に保育を実施することをいう。
- 14 「育児困難家庭」とは、児童相談所、子供家庭支援センター、保健所又は福祉事務所

が関与している家庭であって、家庭での育児が困難と判断されたものをいう。

- 15 「外国人児童」とは、両親、父又は母が外国人の児童であって、児童本人、両親、父又は母の言語・習慣・食事等に特別な対応を要する児童のことをいう。
- 16 「年末年始保育」とは、12月29日から1月3日までのうち、2日以上開所し、在園児及び地域の未就学児の保育を実施することをいう。ただし、在園児に限定せず、広く地域に広報していたにもかかわらず、地域の未就学児の利用がなく、在園児のみに保育を実施した場合も含む。
- 17 「保育所等体験」とは、地域の子育て家庭が、入所児童とともに、給食や遊びなど保育所等での生活を体験する事業をいう。ただし、当該施設・事業所の児童又は児童に係る家庭、保育サービス（認可保育所・認定こども園・認証保育所・小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育・定期利用保育）を利用している児童に係る家庭は地域の子育て家庭に含まない。
- 18 「出産を迎える親の体験学習」とは、出産前後の母親、父親、生後数か月で「保育所等体験」にはまだ早い乳児とその親又は育児をする祖父母を対象に、保育所等において、保育士が乳児と関わる様子を見学してもらうこと等によって育児不安の軽減を図る取組をいう。ただし、当該施設・事業所を利用している児童の保護者、保育サービス（認可保育所・認定こども園・認証保育所・小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育・定期利用保育）を利用している児童の保護者は対象とならない。
- 19 「保育拠点活動支援」とは、保育士・看護師・栄養士の資格取得を目指す実習生（学生）又は他法人の新設保育所職員等を受け入れ、指導及び育成することをいう。
- 20 「小規模保育事業（A型、B型、C型）」とは、告示第1条第5号に規定する小規模保育事業のイからハに掲げる類型をいう。
- 21 「公定価格の第三者評価受審加算」とは、告示第1号第43号に規定する加算をいう。
- 22 「1号認定」、「2、3号認定」とは、告示第1条第10号に規定する区分をいう。

別表1

1 特別保育事業等推進加算

加算項目		加算項目の対象	対象児童数	利用者 一人当たり	単価(円)	算定方法	補助対象施設・事業	
1	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育	実施	零歳児保育対策実施施設・事業でかつ産休明け保育実施施設・事業	毎月初日 零歳児在籍数	月額	13,930	単価×延べ零歳児在籍数	認可保育所、認定こども園 小規模保育事業、事業所内保育事業
	2	未実施	零歳児保育対策実施施設・事業でかつ産休明け保育未実施施設・事業	毎月初日 零歳児在籍数	月額	7,150	単価×延べ零歳児在籍数	
3	零歳児の延長保育	零歳児の1時間以上の延長保育事業を実施している施設・事業	30分を超える 毎月平均利用 零歳児数	月額	17,200	単価×各月の平均対象児童数の合計	認可保育所、認定こども園 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業	
4	延長保育事業	2時間・3時間延長	1時間30分を超える毎月平均利用児童数(5「4時間以上延長」に該当する児童を除く。)	月額	10,610	単価×各月の平均対象児童数の合計		
5	4時間以上延長	延長保育事業実施施設・事業のうち4時間以上延長を実施している施設・事業	3時間30分を超える毎月平均利用児童数	月額	11,060	単価×各月の平均対象児童数の合計		
6	病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業実施施設・事業(体調不良児対応型を除く。)	延べ 利用児童数	件数払い	6,800	単価×延べ利用児童数	認可保育所、認定こども園、 小規模保育事業(A型、B型)、 事業所内保育事業	
7	休日保育	休日保育実施施設・事業	延べ 利用児童数	件数払い	4,160	単価×延べ利用児童数	認可保育所、認定こども園、 小規模保育事業(A型、B型)、 居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業	
8	一時預かり事業、 定期利用保育事業	4時間未満	一時預かり事業実施施設・事業 定期利用保育事業実施施設・事業	延べ 利用児童数	件数払い	1,460	単価×延べ利用児童数	認可保育所、認定こども園、 家庭的保育事業、小規模保育事業、 事業所内保育事業
9		4時間以上	一時預かり事業実施施設・事業 定期利用保育事業実施施設・事業	延べ 利用児童数	件数払い	2,920	単価×延べ利用児童数	
10	障害児保育	特児対象	障害児保育実施施設・事業(特別児童扶養手当支給対象児を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	45,000	単価×延べ対象児童数	
11		その他(知的)	障害児保育実施施設・事業(その他の障害児のうち、知的障害児を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	38,000	単価×延べ対象児童数	
12		その他(身体)	障害児保育実施施設・事業(その他の障害児のうち、身体障害児を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	31,000	単価×延べ対象児童数	
13	分園設置	分園を設置している施設・事業	毎月初日 分園在籍児童数	月額	4,520	単価×延べ在籍児童数(分園)	認可保育所、認定こども園	
14	アレルギー児対応	アレルギー児対応として、医師の指示書に基づき、個別に除去食・代替食を実施している施設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	22,000	単価×延べ対象児童数	認可保育所、認定こども園、 家庭的保育事業、小規模保育事業、 事業所内保育事業	
15	夜間保育	夜間保育実施施設・事業	毎月初日 在籍児童数	月額	4,070	単価×延べ在籍児童数	認可保育所、認定こども園、 小規模保育事業(A型、B型)、 事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業	
16	零歳児保育	(市部・小規模)	「市部において零歳児保育を実施している定員60人以下の施設・事業」又は「零歳児保育を実施している定員60人以下の事業」(加算対象事業1又は2実施施設・事業は除く)	毎月初日 零歳児在籍数	月額	4,770	単価×延べ零歳児在籍数	認可保育所、認定こども園、 家庭的保育事業、小規模保育事業、 事業所内保育事業
17		(町村部)	町村部において零歳児保育を実施している施設・事業(加算対象事業1実施施設・事業は除く)	毎月初日 零歳児在籍数	月額	10,170	単価×延べ零歳児在籍数	
18	延長保育事業(町村部)	町村部において延長保育事業を実施している施設・事業	15分以上の毎月平均利用児童数	月額	10,170	単価×各月の平均対象児童数の合計	認可保育所、認定こども園、 家庭的保育事業、小規模保育事業、 居宅訪問型保育事業、 事業所内保育事業	
19	育児困難家庭への支援	育児困難家庭の児童を受け入れ、関係機関と連携して当該家庭を支援する施設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	30,000	単価×延べ対象児童数		
20	外国人児童受入れ	両親、父又は母が外国人である児童を受け入れ、当該家庭の言語・習慣・食事等に特別な対応を行う施設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	9,000	単価×延べ対象児童数	認可保育所、認定こども園、 家庭的保育事業、小規模保育事業、 事業所内保育事業	
21	年末年始保育	12/29～1/3のうち2日以上開所する施設・事業	12/29～1/3の延べ利用児童数	件数払い	9,800	単価×延べ対象児童数	認可保育所、認定こども園、 小規模保育(A型、B型のみ)、 居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業	

(1) 4時間以上延長を実施している施設・事業において、1時間30分超3時間30分以下の延長保育を利用した児童については、2時間・3時間延長の対象児童として4により算定する。

(2) 町村部において零歳児保育特別対策事業を実施している施設・事業については、産休明け保育実施の場合は1、未実施の場合は17により算定する。

(3) 町村部における延長保育事業については、2時間以上延長を実施している場合4又は5により算定し、4又は5に該当しない児童で15分以上の延長保育を利用した児童については18により算定する。

別表2 地域子育て支援推進加算

加算項目		加算項目の対象		基準 (実施回数等)	年額(円)	補助対象施設・事業		
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ	小中高生の職場体験、育児体験等を受入れを実施している施設・事業	年10日以上	600,000	認可保育所、 認定こども園、 小規模保育事業		
2	育児不安の軽減	保育所等体験	地域の子育て家庭が、在園児とともに保育所等の生活を体験する取組を実施している施設・事業	年5回又は延べ10人以上	300,000			
				年10回又は延べ20人以上	600,000			
3	出産を迎える親の体験学習	出産前後の親の体験学習を実施している施設・事業	年3回又は延べ6人以上	300,000				
			年6回又は延べ12人以上	600,000				
4	保育人材の確保・育成	保育拠点活動支援	基本分	保育士・看護師・栄養士の実習生(学生)や研修生(他法人の新設保育所職員等)を職場に受け入れ指導・育成し、学校等に報告を行う取組を実施している施設・事業	年3人以上		400,000	
				年6人以上	800,000			
			加算分	(ア)	基本分の一般の研修・実習に加え、保育所等体験、出産を迎える親の体験学習、一時預かり事業又は定期利用保育事業に係る研修・実習を実施している施設・事業		基本分年3人以上	50,000
					基本分年6人以上		100,000	
				(イ)	基本分の一般の研修・実習に加え、病児・病後児保育に係る研修・実習を実施している施設・事業		基本分年3人以上	50,000
						基本分年6人以上	100,000	

別表3 第三者評価受審費加算

加算項目	算定基準		上限額(円)	補助対象施設・事業
第三者評価受審費	補助対象期間が属する年度及び直前の過去4か年に、公定価格の第三者評価受審加算を受けている施設において、次の(1)又は(2)に該当する場合		450,000	認可保育所、 認定こども園
	(1)	(1) 補助対象期間が属する年度に、公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合 補助対象期間において、福祉サービス第三者評価(「東京都における福祉サービス第三者評価について(指針)」の改正について(通知)(平成24年9月7日付24福保指第638号))の受審及び結果の公表を実施している場合		
		補助対象期間において、施設が評価機関に支払った額から15万円を差し引いた額。ただし、右記金額を上限とする。		
	(2)	(2) (1)以外の場合 補助対象期間において、福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表を実施している場合	600,000	
補助対象期間において、福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、施設が評価機関に支払った額。ただし、右記金額を上限とする。				

施設に備える書類一覧

加算項目等		保管様式	保管様式に添付する書類
別表1 特別保育事業等推進加算			
1-2	零歳児保育対策	在籍児童名簿(各月別)	
3-5 18	延長保育事業	保管様式1	日々の記録(誰が何時まで利用したかがわかるもの)
6	病児・病後児保育事業	保管様式2	日々の利用児童名簿
7	休日保育	保管様式3	日々の利用児童名簿
8. 9	一時預かり事業・定期利用保育事業	保管様式4	日々の記録(誰が何時から何時まで利用したかがわかるもの)
10-12	障害児保育	保管様式5	又は障害の程度や日常生活レベルなどを記載した手帳・医師の診断書等の写し
13	分園設置	分園の在籍児童名簿(各月別)	
14	アレルギー児対応	保管様式6	該当する児童ごとに、 医師の診断書(指示書)の写し及び 除去・代替食メニューの記録 ※解除の際は保護者の解除申請書の写し
15	夜間保育	在籍児童名簿(各月別)	
16-17	零歳児保育	在籍児童名簿(各月別)	
19	育児困難家庭への支援	連携記録	関係機関とのケース会議の記録や保育所における対応の記録
20	外国人児童受入れ	保管様式7	該当する児童ごとに、具体的留意事項をまとめたもの
21	年末年始保育	利用児童名簿	年末年始保育実施の広報チラシ及び実施記録
別表2 地域子育て支援推進加算			
1	小中高生の育児体験受入れ	保管様式8	学校からの依頼文(日程・体験者氏名を記載したもの)及び生徒を受入れた実績が分かるもの(体験した生徒の感想文・日誌等)
2	保育所等体験	保管様式9	実施回ごとに日時・内容を記載した実施記録、広報、写真など
3	出産を迎える親の体験学習	保管様式9	実施回ごとに日時・内容記載した実施記録、広報、写真など
4	保育拠点活動支援	保管様式10	実習生の通う学校や所属する事業者等からの依頼文及び実習生を受入れた実績がわかるもの
別表3 第三者評価受審費加算		評価機関との契約書・領収書 第三者評価受審結果報告書一式	

各加算項目の要件を満たすことがわかる書類を施設に備えるように記載してください。

<休日保育>

○保育サービス推進事業の”補助対象” ※公定価格の休日保育加算対象児童＝加算の算定に用いる「年間の延べ利用子ども数」に含まれる児童

利用者区分	利用人数													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
① 公定価格の休日保育加算対象児童 ＝保育サービス推進事業の対象児童														

○保育サービス推進事業の”補助対象外”(※年末年始は、下記「年末年始保育」で対象となる。)

② 公定価格の休日保育加算対象外児童 (保育所の自主事業・区市町村の単独事業の 対象児童) ※保育サービス推進事業の対象外														
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<年末年始保育>

年末年始12/29～12/31、1/1～1/3)のうち2日以上開所し、かつ、広く地域に広報した場合に対象となる。

注: 休日保育を実施する保育所が、年末年始に”保育を必要とする児童”を保育した場合は、休日保育にカウントする。

12月29日～1月3日は、
”年末年始保育”として申請可能

開所日 (※2日以上の開所が必須)					
12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3

②・③のうち、 12/29～12/31の利用児童数			②・③のうち、 1/1～1/3の利用児童数			合計
12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	
12月計			1月計			

各月初日に在籍している障害児について該当欄に○を記入する。

注:認定日又は診断を受けた日が1日以外の場合は、翌月から加算対象となる。 <例>6月10日に診断を受ける ⇒ 7月から加算対象となる。

<特児> 特別児童扶養手当対象児童(身体の場合:障害級別1級から3級程度、知的の場合:愛の手帳判定基準1度(最重度)から3度(中度)程度)

番号	氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	証明書の種類
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
月別在籍児童数														

<注意>

「特別児童扶養手当対象児童」については、次のいずれかの根拠書類が必要

- ① 愛の手帳(1度から3度程度)の写し
- ② 身体障害者手帳(1級から3級程度)の写し
- ③ 上記①、②に該当することが記載された診断書等

各月初日に在籍している障害児について該当欄に○を記入する。

注:認定日又は診断を受けた日が1日以外の場合は、翌月から加算対象となる。 <例>6月10日に診断を受ける ⇒ 7月から加算対象となる。

<その他(知的)> 特別児童扶養手当対象児童以外で、愛の手帳判定基準4度(軽度)又は3度(中度)程度に該当すると診断され、日常集団保育を実施するに当たり特に配慮が必要な児童

番号	氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	証明書の種類(該当に✓をつける)	
1														<input type="checkbox"/> 手帳の写し	<input type="checkbox"/> 診断書の写し
2														<input type="checkbox"/> 手帳の写し	<input type="checkbox"/> 診断書の写し
3														<input type="checkbox"/> 手帳の写し	<input type="checkbox"/> 診断書の写し
4														<input type="checkbox"/> 手帳の写し	<input type="checkbox"/> 診断書の写し
5														<input type="checkbox"/> 手帳の写し	<input type="checkbox"/> 診断書の写し
6														<input type="checkbox"/> 手帳の写し	<input type="checkbox"/> 診断書の写し
7														<input type="checkbox"/> 手帳の写し	<input type="checkbox"/> 診断書の写し
8														<input type="checkbox"/> 手帳の写し	<input type="checkbox"/> 診断書の写し
9														<input type="checkbox"/> 手帳の写し	<input type="checkbox"/> 診断書の写し
10														<input type="checkbox"/> 手帳の写し	<input type="checkbox"/> 診断書の写し
11														<input type="checkbox"/> 手帳の写し	<input type="checkbox"/> 診断書の写し
12														<input type="checkbox"/> 手帳の写し	<input type="checkbox"/> 診断書の写し
13														<input type="checkbox"/> 手帳の写し	<input type="checkbox"/> 診断書の写し
14														<input type="checkbox"/> 手帳の写し	<input type="checkbox"/> 診断書の写し
15														<input type="checkbox"/> 手帳の写し	<input type="checkbox"/> 診断書の写し
月別在籍児童数															

保管様式7 外国人児童の受入れ

年度

各月初日に在籍し、次の①又は②の条件に該当する外国人児童を対象とする。

①児童の言語・食事・宗教に特別な対応が必要 ②保護者の言語に特別な対応が必要

※外国人児童というだけでは対象とならない。

対象人数集計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	氏名	親の状況 (いずれかを選択)	特別な対応の内容(該当するものにレをつける)				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			<input type="checkbox"/> ①児童の言語	<input type="checkbox"/> ②食事への対応	<input type="checkbox"/> ③宗教への対応	<input type="checkbox"/> ④保護者の言語												
1		(父親) (母親)	<input type="checkbox"/> ①児童の言語	<input type="checkbox"/> ②食事への対応	<input type="checkbox"/> ③宗教への対応	<input type="checkbox"/> ④保護者の言語												
			特別な対応の詳細(具体的な留意事項)															
2		(父親) (母親)	<input type="checkbox"/> ①児童の言語	<input type="checkbox"/> ②食事への対応	<input type="checkbox"/> ③宗教への対応	<input type="checkbox"/> ④保護者の言語												
			特別な対応の詳細(具体的な留意事項)															
3		(父親) (母親)	<input type="checkbox"/> ①児童の言語	<input type="checkbox"/> ②食事への対応	<input type="checkbox"/> ③宗教への対応	<input type="checkbox"/> ④保護者の言語												
			特別な対応の詳細(具体的な留意事項)															
4		(父親) (母親)	<input type="checkbox"/> ①児童の言語	<input type="checkbox"/> ②食事への対応	<input type="checkbox"/> ③宗教への対応	<input type="checkbox"/> ④保護者の言語												
			特別な対応の詳細(具体的な留意事項)															
5		(父親) (母親)	<input type="checkbox"/> ①児童の言語	<input type="checkbox"/> ②食事への対応	<input type="checkbox"/> ③宗教への対応	<input type="checkbox"/> ④保護者の言語												
			特別な対応の詳細(具体的な留意事項)															
計																		

合計人数		人
実習の加算内容	ア	イ

加算項目	基準	番号	実習生氏名・所属		実施内容 ※実習期間が前期・後期など 複数回の場合は②③に追記	実施期間		実習の加算内容 ※実施した場合のみ片方又は両方を選択	加算内容の実施期間							
			実習生氏名	所属		月	日		月	日	月	日	月	日		
4 保育人材の確保・育成 保育拠点活動支援	年3人以上・年6人以上	1	実習生氏名		オリエンテーション ※1人1回のみ	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」又は「定期利用保育事業」 イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日			
					実習①	月	日							～	月	日
					実習②	月	日							～	月	日
		実習生所属		実習③	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」又は「定期利用保育事業」 イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日	
				実習①	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」又は「定期利用保育事業」 イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日	
				実習②	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」又は「定期利用保育事業」 イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日	
	年3人以上・年6人以上	2	実習生氏名		オリエンテーション ※1人1回のみ	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」又は「定期利用保育事業」 イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日			
					実習①	月	日							～	月	日
					実習②	月	日							～	月	日
		実習生所属		実習③	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」又は「定期利用保育事業」 イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日	
				実習①	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」又は「定期利用保育事業」 イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日	
				実習②	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」又は「定期利用保育事業」 イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日	

別紙1 (認定こども園)

年度品川区保育サービス推進事業補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E=D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費加算 (C)	計 (D=A+B)	

別紙1 (家庭的保育事業)

年度品川区保育サービス推進事業補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E = D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費加算 (C)	計 (D = A)	

年度品川区保育サービス推進事業補助金 算定内訳

2 地域子育て支援推進加算

加算項目		基準	単価(円)	実施回数等	金額(円)	備考	
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ	年10日以上	600,000	日		
2	育児不安の軽減	保育所等体験	年5回 又は 延10人以上	300,000	回	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可
			年10回 又は 延20人以上	600,000	回	人	
3		出産を迎える親の体験学習	年3回 又は 延6人以上	300,000	回	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可
			年6回 又は 延12人以上	600,000	回	人	
4	保育人材の確保	保育拠点活動支援	基本分	年3人以上	400,000	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可
				年6人以上	800,000	人	
			加算(ア)	基本分 年3人以上	50,000	人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分 年6人以上	100,000	人	
			加算(イ)	基本分 年3人以上	50,000	人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分 年6人以上	100,000	人	
合計(円) (B)							

3 第三者評価受審費加算

加算項目		受審予定月	上限額(円)	支出予定額(円)	選定額(円) (C)	備考
1	第三者評価受審費	補助対象期間が属する年度に、 公定価格の第三者評価受審加算 を受けている場合	月	450,000		いずれかの場合のみ 算定可
		上記以外の場合	月	600,000		

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地 _____）

代表者名

年度品川区保育サービス推進事業補助金交付申請書

標記の件について、_____年度品川区保育サービス推進事業補助金として、次の金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 _____ 円
- 2 年度品川区保育サービス推進事業補助金 所要額調書（別紙1）
- 3 年度品川区保育サービス推進事業補助金 事業計画書（別紙2）

施設・事業所名	
担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

別紙1 (認可保育所)

年度品川区保育サービス推進事業補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E=D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費加算 (C)	計 (D=A+B+C)	

年度品川区保育サービス推進事業補助金 算定内訳

2 地域子育て支援推進加算

加算項目		基準(実施回数等)	単価(円)	実施予定回数等		金額(円)	備考	
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ	年10日以上	600,000	日			
2	育児不安の軽減	保育所等体験	年5回 又は 延10人以上	300,000	回	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。	
			年10回 又は 延20人以上	600,000	回	人		
3		出産を迎える親の体験学習	年3回 又は 延6人以上	300,000	回	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。	
			年6回 又は 延12人以上	600,000	回	人		
4	保育人材の確保	保育拠点活動支援	基本分	年3人以上	400,000		人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。
				年6人以上	800,000		人	
			加算(ア)	基本分年3人以上	50,000		人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分年6人以上	100,000		人	
			加算(イ)	基本分年3人以上	50,000		人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分年6人以上	100,000		人	
合 計(円) (B)								

3 第三者評価受審費加算

加算項目		受審予定月	上限額(円)	支出予定額(円)	選定額(円) (C)	備考
1	第三者評価受審費	補助対象期間が属する年度に、 公定価格の第三者評価受審加算 を受けている場合	月	450,000		いずれかの場合のみ 算定可
		上記以外の場合	月	600,000		

別紙1 (小規模保育事業 (A型、B型))

年度品川区保育サービス推進事業補助金 所要額調書

施設・事業所名 _____

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E=D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費加算 (C)	計 (D=A+B)	

年度品川区保育サービス推進事業補助金 算定内訳

2 地域子育て支援推進加算

加算項目		基準	単価(円)	実施回数等		金額(円)	備考
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ	年10日以上	600,000	日		
2	育児不安の軽減	保育所等体験	年5回 又は 延10人以上	300,000	回	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。
			年10回 又は 延20人以上	600,000	回	人	
3	育児不安の軽減	出産を迎える親の体験学習	年3回 又は 延6人以上	300,000	回	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。
			年6回 又は 延12人以上	600,000	回	人	
4	保育人材の確保	保育活動拠点支援	基本分	年3人以上	400,000	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。
				年6人以上	800,000	人	
			加算(ア)	基本分 年3人以上	50,000	人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分 年6人以上	100,000	人	
			加算(イ)	基本分 年3人以上	50,000	人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分 年6人以上	100,000	人	
合計(円)(B)							

別紙1 (小規模保育事業 (C型))

年度品川区保育サービス推進事業補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E=D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費加算 (C)	計 (D=A+B)	

別紙1 (居宅訪問型保育事業)

年度品川区保育サービス推進事業補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E = D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費加算 (C)	計 (D = A)	

年度品川区保育サービス推進事業補助金 算定内訳

2 地域子育て支援推進加算

加算項目		基準	単価(円)	実施回数等	金額(円)	備考		
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ	年10日以上	600,000	日			
2	育児不安の軽減	保育所等体験	年5回 又は 延10人以上	300,000	回	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。	
			年10回 又は 延20人以上	600,000	回	人		
3	出産を迎える親の体験学習		年3回 又は 延6人以上	300,000	回	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。	
			年6回 又は 延12人以上	600,000	回	人		
4	保育人材の確保	保育活動拠点支援	基本分	年3人以上	400,000		人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。
				年6人以上	800,000		人	
			加算(ア)	基本分 年3人以上	50,000		人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分 年6人以上	100,000		人	
			加算(イ)	基本分 年3人以上	50,000		人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分 年6人以上	100,000		人	
合計(円)(B)								

別紙1 (事業所内保育事業)

年度品川区保育サービス推進事業補助金 所要額調書

施設・事業所名 _____

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E = D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費加算 (C)	計 (D = A)	

年度品川区保育サービス推進事業補助金 事業計画書

1	設置主体		
2	経営主体		
3	施設種別		
4	施設名		
	施設・事業所所在地	〒 ー	
5	定員数(人)		
6	施設の運営方針		

第 2 号様式

第 年 月 日 号

設置者名 様
(施設・事業所名)

品川区長 印

品川区保育サービス推進事業補助金交付決定通知書

品川区保育サービス推進事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、
年度品川区保育サービス推進事業補助金の交付を下記のとおり決定します。

記

交付決定金額 円

内訳



第3号様式

年 月 日

品川区長 あて

品川区保育サービス推進事業補助金 請求書

	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額								

年度品川区保育サービス推進事業補助について、上記金額を請求します。

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地）

代表者氏名

印

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名
(所在地)

代表者名

年度品川区保育サービス推進事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた 年度品川区保育サービス推進事業補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 金 _____ 円
- 2 年度品川区保育サービス推進事業補助金 精算書（別紙1）
- 3 年度品川区保育サービス推進事業補助金 事業実績報告書（別紙2）

施設・事業所名	
担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

別紙1 (認可保育所)

年度品川区保育サービス推進事業補助金 所要額精算書

施設・事業所名 _____

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E = D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費 (C)	計 (D = A + B + C)	

(単位：円)

交付決定済額 (F)	確定額 (G = E と F を比較して 少ない方の額)	受入済額 (H)	差引過不足額 (I = G - H)

別紙1 (認定こども園)

年度品川区保育サービス推進事業補助金 所要額精算書

施設・事業所名 _____

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E=D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費 (C)	計 (D=A+B)	

(単位：円)

交付決定済額 (F)	確定額 (G=EとFを比較して 少ない方の額)	受入済額 (H)	差引過不足額 (I=G-H)

年度品川区保育サービス推進事業補助金 算定内訳

2 地域子育て支援推進加算

加算項目		基準(実施回数等)	単価(円)	実施回数等	金額(円)	備考		
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ	年10日以上	600,000	日			
2	育児不安の軽減	保育所等体験	年5回 又は 延10人以上	300,000	回	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。	
			年10回 又は 延20人以上	600,000	回	人		
出産を迎える親の体験学習		年3回 又は 延6人以上	300,000	回	人			
		年6回 又は 延12人以上	600,000	回	人			
4	保育人材の確保	保育拠点活動支援	基本分	年3人以上	400,000	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。	
				年6人以上	800,000	人		
			加算(ア)	基本分年3人以上	50,000	人		いずれか基準を満たした場合のみ算定可。また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分年6人以上	100,000	人		
			加算(イ)	基本分年3人以上	50,000	人		
				基本分年6人以上	100,000	人		
合計(円) (B)								

3 第三者評価受審費加算

項目	受審月	上限額(円)	支出額(円)	選定額(円) (C)	備考
1 第三者評価受審費	補助対象期間が属する年度に、 公定価格の第三者評価受審加算 を受けている場合	月	450,000		いずれかの場合のみ 算定可
	上記以外の場合	月	600,000		

年度品川区保育サービス推進事業補助金 算定内訳

2 地域子育て支援推進加算

加算項目		基準	単価(円)	実施回数等	金額(円)	備考	
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ	年10日以上	600,000	日		
2	育児不安の軽減	保育所等体験	年5回 又は 延10人以上	300,000	回	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可
			年10回 又は 延20人以上	600,000	回	人	
3		出産を迎える親の体験学習	年3回 又は 延6人以上	300,000	回	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可
			年6回 又は 延12人以上	600,000	回	人	
4	保育人材の確保	保育拠点活動支援	基本分	年3人以上	400,000	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可
				年6人以上	800,000	人	
			加算(ア)	基本分 年3人以上	50,000	人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分 年6人以上	100,000	人	
			加算(イ)	基本分 年3人以上	50,000	人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分 年6人以上	100,000	人	
合計(円) (B)							

3 第三者評価受審費加算

項目	受審月	上限額(円)	支出額(円)	選定額(円) (C)	備考
1 第三者評価受審費	補助対象期間が属する年度に、 公定価格の第三者評価受審加算 を受けている場合	月	450,000		いずれかの場合のみ 算定可
	上記以外の場合	月	600,000		

別紙1 (家庭的保育事業)

年度品川区保育サービス推進事業補助金 所要額精算書

施設・事業所名 _____

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E=D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費 (C)	計 (D=A)	

(単位：円)

交付決定済額 (F)	確定額 (G=EとFを比較して 少ない方の額)	受入済額 (H)	差引過不足額 (I=G-H)

別紙1 (小規模保育事業 (A型、B型))

年度品川区保育サービス推進事業補助金 所要額精算書

施設・事業所名 _____

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E=D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費 (C)	計 (D=A+B)	

(単位：円)

交付決定済額 (F)	確定額 (G=EとFを比較して 少ない方の額)	受入済額 (H)	差引過不足額 (I=G-H)

年度品川区保育サービス推進事業補助金 算定内訳

2 地域子育て支援推進加算

加算項目		基準	単価(円)	実施回数等		金額(円)	備考
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ	年10日以上	600,000	日		
2	育児不安の軽減	保育所等体験	年5回 又は 延10人以上	300,000	回	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。
			年10回 又は 延20人以上	600,000	回	人	
3	育児不安の軽減	出産を迎える親の体験学習	年3回 又は 延6人以上	300,000	回	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。
			年6回 又は 延12人以上	600,000	回	人	
4	保育人材の確保	保育拠点活動支援	基本分	年3人以上	400,000	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。
				年6人以上	800,000	人	
			加算(ア)	基本分 年3人以上	50,000	人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分 年6人以上	100,000	人	
			加算(イ)	基本分 年3人以上	50,000	人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分 年6人以上	100,000	人	
合 計(円) (B)							

別紙1 (小規模保育事業 (C型))

年度品川区保育サービス推進事業補助金 所要額精算書

施設・事業所名 _____

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E=D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費 (C)	計 (D=A+B)	

(単位：円)

交付決定済額 (F)	確定額 (G=EとFを比較して 少ない方の額)	受入済額 (H)	差引過不足額 (I=G-H)

別紙1 (居宅訪問型保育事業)

年度品川区保育サービス推進事業補助金 所要額精算書

施設・事業所名 _____

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E=D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費 (C)	計 (D=A)	

(単位：円)

交付決定済額 (F)	確定額 (G=EとFを比較して 少ない方の額)	受入済額 (H)	差引過不足額 (I=G-H)

年度品川区保育サービス推進事業補助金 算定内訳

2 地域子育て支援推進加算

加算項目		基準	単価(円)	実施回数等		金額(円)	備考
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ	年10日以上	600,000	日		
2	育児不安の軽減	保育所等体験	年5回 又は 延10人以上	300,000	回	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。
			年10回 又は 延20人以上	600,000	回	人	
3	育児不安の軽減	出産を迎える親の体験学習	年3回 又は 延6人以上	300,000	回	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。
			年6回 又は 延12人以上	600,000	回	人	
4	保育人材の確保	保育拠点活動支援	基本分	年3人以上	400,000	人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。
				年6人以上	800,000	人	
			加算(ア)	基本分 年3人以上	50,000	人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分 年6人以上	100,000	人	
			加算(イ)	基本分 年3人以上	50,000	人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分 年6人以上	100,000	人	
合 計(円) (B)							

別紙1 (事業所内保育事業)

年度品川区保育サービス推進事業補助金 所要額精算書

施設・事業所名 _____

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E=D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費 (C)	計 (D=A)	

(単位：円)

交付決定済額 (F)	確定額 (G=EとFを比較して 少ない方の額)	受入済額 (H)	差引過不足額 (I=G-H)

年度品川区保育サービス推進事業補助金 事業実績報告書

1	設置主体		
2	経営主体		
3	施設種別		
4	施設名		
	施設・事業所所在地	〒 -	
5	定員数(人)		
6	補助事業の成果		

第5号様式

第 年 月 日

設置者名 様
(施設・事業所名)

品川区長 印

年度 品川区保育サービス推進事業補助金確定通知書

年 月 日付 第 号において交付決定を行った、 年度品川区保育サービス推進事業補助金については、事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、通知します。

記

補助金の交付決定額	円
補助金の額の確定額	円
返還すべき補助金の額	円

第6号様式

第 号
年 月 日

設置者名 様
(施設・事業所名)

品川区長 印

品川区保育サービス推進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号により通知しました、品川区
保育サービス推進事業補助金の交付決定について、下記の理由で取消しました
ので通知します。

記

取消し理由

第7号様式

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地 ）

代表者氏名

品川区保育サービス推進事業補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた品川区保育サービス推進事業補助金のうち、品川区保育サービス推進事業補助金交付要綱第9条の17の（1）の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1. 確定申告年月日

2. 決算期間

3. 消費税および地方消費税の申告の有無

4. 仕入控除税額の計算方法

5. 消費税および地方消費税

の仕入控除税額

金 _____ 円

※積算根拠となる資料を添付してください。